

令和7年度 福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者募集についての質問への回答

番号	質問内容	回答
1	募集要項 2 (3) 設備に付属する備品 現在センターにある備品の中で、電話機、電子複写機（FAX機能付き）、パソコン、ワーキングコーナー用電子複写機、デジタル孔版印刷機だけを指定管理者が調達しなければならない理由を教えてください。 また調達方法は、既存のパソコンのように指定管理期間を超えるリース契約でも構いませんかでしょうか。	募集要項1ページ「2 (3) 設備に付属する備品」については、記載している備品の調達費用を含め、募集要項4ページ「6 (1) 管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の上限」を積算しているため、指定管理者で調達していただきます。 また、調達方法は、指定管理期間を超えるリース契約でも構いませんが、備品の法定耐用年数や利用状況、費用対効果などを考慮し決定する必要があります。
2	募集要項 2 (4) 活動実績等 昼間の時間帯は使用される団体が少ないのではと感じています。セミナールーム、会議室、相談コーナー等の稼働率を、平日と土日に分けて教えてください。	令和6年度の稼働率については、下記のとおりです。 ・セミナールーム 平日：86.2% 土日祝：89.6% ・会議室 平日：82.6% 土日祝：90.6% 他の稼働率については、把握しておりません。
3	募集要項 2 (5) センターの役割 福岡市には、「あすみん」以外にも「ふくふくプラザ」などに「福岡市ボランティアセンター」がありますが、各施設の役割は、どのように分かれていますでしょうか。 運営者は社会福祉協議会のようなのですが、事業費の多くが市の補助金や委託事業で構成されており、また市のHPでも紹介されていますので、連携した事業と考えられます。	・「福岡市社会福祉協議会ボランティアセンター」は福岡市社会福祉協議会の組織で、福祉に関する公益活動の支援や災害時のボランティア支援などを行っており、福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）と各区に設置されています。 なお、ふくふくプラザは福岡市の施設で、福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体が指定管理を行っています。 ・福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」は福岡市の施設（管理は指定管理者）で、分野を問わず、公益活動の支援を行っています。
4	募集要項 4 (1) 開館時間・休館日 平日の開館時間が22時までと設定されていますが、「働き方改革」で「ノー残業デイ」も普及している状況で、さらに平日にも1日、閉館時間を21時等に短縮調整することはできませんでしょうか。	開館時間・休館日については、福岡市NPO・ボランティア交流センター条例施行規則で定めており、募集要項や仕様書に記載する内容でのご提案をお願いします。
5	募集要項 5 (1) 施設の管理運営に関する業務 事業に対して効果的と予測される場合に、センターのレイアウトを変更することは可能でしょうか。例えば、受付カウンターや事務所の移設、可動間仕切の設置など。 またその場合の費用は、指定管理料の修繕費と考えるものでしょうか。	福岡市NPO・ボランティア交流センターは、民間が建設（所有）する建物に賃貸入居しており、撤去や移動できない仕切り等もありますので、現状の室内レイアウトおよび設備配置を生かした形でのご提案をお願いします。
6	募集要項 5 (5) 自主事業 現在の指定管理者が実施した（実施している）自主事業が外部からは判断できません。どのような事業の事例があるのか教えていただけませんかでしょうか。	自主事業については、現指定管理者の管理運営事項であり、福岡市情報公開条例第7条第2号に該当するため、回答できません。
7	募集要項 6 (2) 指定管理料に含まれるもの ①人件費について、基準額などあれば教えてください。 例えば、時間や日の単価基準、指定管理料に占める割合など。	人件費については、福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者 管理運営業務仕様書に記載する開館時間、人員を基に積算しています。 金額は、競争性確保のため、募集時には上限額のみ公表しています。
8	募集要項 6 (2) 指定管理料に含まれるもの 〈パソコンの賃貸借について〉 リース期間があと5年残っているようです。導入後10年間使用することになりますが、その間はパソコンの入れ替えはできないのでしょうか。昨今のIT、AI等の進化を見れば、役に立たなくなる可能性も予測されます。 また、リース契約の継承は、現在の契約者からの無償での名義変更ができると考えてよろしいでしょうか。	パソコンの賃貸借契約は、令和7年4月1日からの契約です。契約の継続については、リース会社の審査を経て、契約変更していただきます。手続きとしては、指定管理者が変わる旨の決定通知をパソコンの賃貸借契約相手方に送り、変更手続き申請書類を提出後に、審査となり、その期間は3ヶ月程かかります。なお、事務手続き費用として11,000円（税込み）がかかりますが、その費用についても応募者様でご負担ください。
9	募集要項 7 (1) 応募資格 複数の団体によるグループでの応募の場合、構成団体も全て個人ではない団体の必要がありますでしょうか。その場合の「団体」の基準などありましたら教えてください。 例えば、税理士をグループに加える場合、個人事務所で運営している税理士は除外されるでしょうか。また、個人事業主として運営されている個人はいかがでしょうか。	指定管理者となる者は「法人その他の団体」であり（地方自治法第244条の2第3項）、募集要項P5の7 (1) 記載のとおり、個人に応募資格はありません。 団体については、法人格は必ずしも必要ではありませんが、団体として継続的に活動することが求められることから、 ①団体としての組織を備え、多数決の原則が行われていること。 ②構成員の変更があっても、団体そのものが存続すること。 ③代表の方法・総会の運営・財産の管理・その他団体として主要な点が確定していること。 など、団体としての実質を備えていることが求められます。 具体的には、成文化された規約や構成員の名簿、団体の収入や財産、会計帳簿などにより判断します。

令和7年度 福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者募集についての質問への回答

番号	質問内容	回答
10	募集要項 7 (1) 応募資格 グループで応募する場合は共同事業体を結成する必要がありますが、この事業体は構成団体の出資が必要でしょうか。出資を伴わない事業体での応募はできませんでしょうか。様式5では、出資比率の記載が必要になっていますが、例えばNPO法人等の非営利組織を構成団体とした場合にも出資が必要でしょうか。	応募関係様式の様式5は、複数の団体により構成されるグループで応募する場合に、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定め、共同事業体の責任分担を明確にするための協定書の例です。出資比率は、複数の事業者が管理運営を行うにあたり、人員・資金・機器等をどの事業者がどの程度負担するかを定めるものです。NPO法人等の非営利組織が構成団体の場合は、様式5の条文の記載を適宜変更ください。
11	募集要項 8 (4) 応募書類 ⑦提案書の事業計画書には、応募団体名等を記載しないように求められています。すなわち、選定委員会での評価の際には応募団体が示されていない資料で評価されると推測します。センター管理運営の能力や事業計画の信頼性などは、何を基準に正当な評価が行われるのか、教えてください。	市は、指定管理者の候補者を選定するため、福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者選定委員会を設置し、募集要項16ページに記載の評価項目について、応募書類及び選定委員会での応募者へのヒアリングによって評価します。
12	募集要項 9 (3) 選定の流れ ヒアリングは、応募団体からのプレゼンテーションを予定されていますでしょうか。その場合に、応募書類以外にプレゼンテーション用の資料（スライド等）を作成、使用することは構いませんでしょうか。	選定委員会では、応募書類以外の追加資料の配布、パワーポイント等のスライドの使用はできません。
13	募集要項 12 (5) インセンティブ・ペナルティ 現在の指定管理者が、どのような評価を受けているかは、応募の企画提案に重要な要素と考えています。現在の指定管理者に対する評価を。モニタリング評価の基準ごとに教えてください。	現指定管理者の令和5年度の評価は市ホームページに掲載しています。なお、現在の指定管理者が応募した場合、指定管理期間中の管理運営業務の評価により、インセンティブ・ペナルティとして0.5%~2.5%（令和3年度から5年度までの加点率+令和6年度の加減点率）を別途加算します。令和6年度の評価は、7月中旬に市ホームページに掲載予定です。
14	仕様書 Ⅲ-1 管理運営体制の整備 「働き方改革」が求められています。スタッフの業務形態として、在館での業務以外にリモートワーク等を取り入れることは問題ありませんでしょうか。	「福岡市NPO・ボランティア交流センター 指定管理者 管理運営業務仕様書」に記載する管理運営に支障がなければ、差支えありません。
15	仕様書 Ⅲ-1 (2) 施設の管理運営に従事する者 甲種防火管理者の資格を有する者を配置することになっていますが、すでに他の施設で防火管理者として選任されている必要がありますか。甲種防火管理者新規講習の修了者で、選任後に再講習を受けることで資格取得可能であれば問題ないでしょうか。	他の施設で甲種防火管理者として選任されている必要はありません。甲種防火管理者新規講習の修了者は、有資格者であるため差支えありません。
16	仕様書 Ⅳ 市民公益活動の支援に関する業務 事業内容について、応募者の提案によること、独自の工夫による企画を提案・実施することとありますが、福岡市による市民公益活動支援事業全体の中で、本指定管理業務の線引き等があれば教えてください。 例えば、今年度実施される「伴走支援によるNPO支援業務」は、指定管理者が企画実施していれば指定管理料の範囲で実施できるのではないかと思います。別の事業として市が予算化できるものがあれば教えていただけませんか。	「福岡市NPO・ボランティア交流センター 指定管理者 管理運営業務仕様書」に記載のものが指定管理業務です。市の予算は、市長が提案し、市議会の議決を経て成立するため、次年度以降の市の予算については回答できません。
17	仕様書 Ⅳ-1 市民公益活動に関する情報の収集及び提供 情報提供の対象となる、福岡市が所轄するNPO法人のメールアドレス等の情報は提供していただくことが可能でしょうか。 また、現在「あすみん」に登録されている団体の情報（個人情報を含む）は、そのまま移管されると考えてよろしいでしょうか。	現指定管理者が保有する「あすみん」利用登録団体の情報は、新指定管理者へ引継ぎます。なお、福岡市が所轄するNPO法人のメールアドレス等の情報を提供することはできません。
18	仕様書 Ⅳ-1 市民公益活動に関する情報の収集及び提供 現在は広報力が弱いと感じています。広報戦略（定例事業を含む）から専門家を交えて見直し、再構築することは可能でしょうか。	広報戦略（定例事業を含む）の見直しや再構築することは可能ですが、福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者管理運営業務仕様書に記載の内容は、すべて含まれている必要があります。
19	仕様書 Ⅳ-3 市民公益活動に関する研修及び講座の実施 研修場所は、センター内に限定される物でしょうか。体験研修や出前講座など、センター以外の会場や公益活動団体の活動場所で実施することも可能でしょうか。 仮にセンター以外での実施が可能な場合、福岡市外での実施も可能でしょうか。	福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者 管理運営業務仕様書に記載の研修は、福岡市NPO・ボランティア交流センター内で実施ください。

令和7年度 福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者募集についての質問への回答

番号	質問内容	回答
20	<p>仕様書 V-2 事業報告書等の作成 応募にあたり、現在の指定管理者の事業報告書を閲覧しましたが、事業内容のほとんどが黒塗り状態でした。事業報告は、本事業で得られた実績や事業モデルとしてのノウハウを広く社会に公開し、他の地域や類似事業で展開し、社会課題の解決に寄与すべきものと考えます。指定管理者が公開を希望した場合には、事業内容や成果を公開することは可能でしょうか。</p>	<p>現在の指定管理者の事業報告書については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、公開しています。閲覧資料も同様の取扱いとし、非公開情報部分は黒塗りしています。</p>
21	<p>その他 本指定管理業務の成果となる、数値的な目標は設定されていますでしょうか。 例えば、来館者数、イベント開催数、登録団体数、情報発信数など。</p>	<p>数値的な目標はありません。</p>